

現況届の提出を 忘れずに

児童手当は、児童を養育している方の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。

受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている方は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要な事項を記入の上、6月中に提出してください。この届けがない場合は、6月分以降、届けが提出されるまで手当は支給されません。ご注意ください。

【制度内容】

支給対象
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の間にある児童を養育している方。

支給期間

原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

支給月額

◆3歳未満 1万5千円（一律）

◆3歳以上小学校修了前 1万円
（第3子以降※ 1万5千円）
◆中学生 1万円（一律）

ただし、児童を養育している方の所得が限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額一律5千円を支給。（所得制限は表を参照）

※18歳以下の養育している子から第1子と数えます。
（この場合の18歳とは当該年度の3月末までに満18歳となる子のことをいいます。）

扶養親族などの数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

支給時期

原則、毎年2月、6月、10月に前4カ月分をまとめて支給します。
※公務員の方は、職場での手続きが必要です。

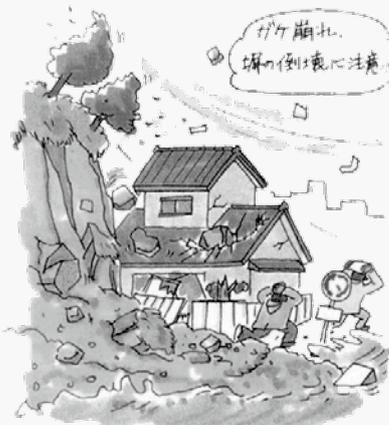
【申請窓口・問い合わせ】

児童福祉課児童福祉係
☎0824・73・1192
各支所市民生活室・地域振興室
（西城支所は、しあわせ館内）

安心・安全な毎日のために

梅雨に備えて対策を！

雨の日が増えるこの季節は、大雨や長雨により河川の氾濫や土砂崩れなどの災害が発生する危険が高まります。



災害から身を守るためには 次の対策・習慣が大切です

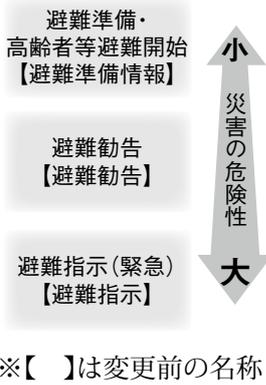
- ▼身の周りの危険箇所を把握する。
- ▼避難場所や避難ルートの確認をする。（各戸に配布された「防災マップ」または「市のホームページ」で確認しておきましょう。）
- ▼気象情報や空の変化に注意する。
- ▼非常用持ち出し袋の準備をする。
- ▼早めの避難を心がける。



避難情報の名称が変わりました！

昨年夏、岩手県に上陸した台風第10号では、川が氾濫し逃げ遅れた多くの高齢者が亡くなりました。国は、高齢者などが避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を、次のとおり名称変更しました。

これらの違いをよく理解して、いざという時に備えましょう。



危険物安全週間

事業所が危険物を取り扱う際の保安体制の確立を呼びかけ、同時に国民へも危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的として制定されたものです。本年は、6月4日(日)から6月10日(土)までの期間で実施されます。

平成29年度危険物安全週間推進標語

あなたなら
無事故の着地 決められる！

庄原消防署 ☎0824・72・9911
東城消防署 ☎08477・2・4005